

改正会社法施行規則等の公布

平成 27 年 2 月 6 日に「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（法務省令 6 号）が公布されました。改正省令は、一部の規定を除き、改正会社法の施行の日である平成 27 年 5 月 1 日より適用されます（改正省令附則 1）。本稿では、従前に公表されていた改正案との若干の相違部分について、ご紹介致します。

① 株主総会参考書類における改正の経過措置における、招集手続の開始時点

従前に公表された改正案において、経過措置として、「施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類については、なお従前の例による」とされていましたが、ここで「招集の手続が開始された」という文言に対して、具体的にはいつになるのかという議論がなされていました。

この点、このような事務事項は、無用な混乱やコストを生じさせないようにする必要があります。

そこで、「招集の手続が開始された」という文言の解釈を明らかにするため、この度公布されました改正省令附則においては、「施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による」という変更を行いました。すなわち、「招集の手続が開始された」とは、招集手続のやり直しが必要になる時点、すなわち株主総会参考書類の記載事項が取締役会で決定された時点を指すという理解を明確にしました。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由の記載に係る経過措置

事業年度の末日において、社外取締役を置いていない上場会社等の一定の株式会社は、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載を、事業報告で行わなければならないことになっております。

ここで、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載について、どの作成時点からの事業報告に適用されるのかが議論になっていましたが、これは施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告から適用することが明確化されました。また、監査役会設置会社では、施行日以後に特定取締役が監査役会の監査報告の内容の通知を受ける事業報告から適用されることが明確化されています。

ちなみに、社外取締役を置くことが相当でない理由は、会社の事情に応じて記載しなければならない、社外監査役が 2 人以上いることのみをもって当該理由とすることはできないことが明示されています。

以上